

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます

平成27年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用しようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。）

▼福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金を助成する制度です。）

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

人工透析患者・・・年間48枚
身体障害者等・・・年間24枚
満80歳以上・・・年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

■申請手続き

○場所 各総合支所・各出張所・福祉課（たばなヶアプラザ内）

○持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

▼はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚（1か月4枚）

■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

■申請手続き

○場所

各総合支所・各出張所・福祉課（たばなヶアプラザ内）

○持参するもの

※4月からご利用になりたい方は、3月11日(水)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505

地域おこし協力隊 三浦宏之

「お役に立てれば、幸いです。」 24

定住促進協議会日良居分室

☎0820(73)0234

美しい三浦を創る会に参加し、車窓から海が見える景色をつくる里山保全活動をしていきます。周防大島の先輩方に混ざって、竹を伐ったり、雑木を伐ったり、草を刈ったりという作業は、田舎暮らしへの憧れのひとつでした。この活動を通じて、刈払機やチェーンソーの使い方、ロープワークや竹ぼうきの作り方など、暮らしに役立つ知識や技術を学ばせていただいています。活動を共にする仲間と若い力を求めていますので、ご興味ありましたら、ぜひご参加ください。

美しい三浦を創る会では、今年8回目となる植樹祭を2月27日(金)午前11時より西三浦の国道沿いで行います。桜20本、椿100本の記念植樹に加え、郷土料理、瀬戸貝飯と瀬戸貝汁のお接待もあります。どなたでもご参加いただけますので、一緒に想い出づくりをしましょう。さらに、周防大島ふるさとづくりのん太の会、ふるさと里山救援隊、美しい三浦を創る会の共催による第6回竹きり大会が3月7日(土)午前9時より、こちらでも西三浦の国道沿いで開催されます。里山に親しみながら竹の伐り方、処理方を学ぶ会です。奮ってご参加ください（詳しくは13ページ催しのコーナーを参照ください）。

そして、毎月恒例の海岸清掃「島くらす海そうじ」次回は、2月28日(土)午前11時より神浦の海岸を清掃します（雨天中止です）。美しい里海、里山づくりにご協力よろしく願います。



▲三浦での里山保全活動の様子